

艦 船 票

第 号

別表第八その六（第八十八条関係）

（昭三三総府令一二・全改、昭四〇総府令六・昭五〇総府令八・平元総府令二一・平五総府令三・平一九内府令二・令元防省  
 令四・令二防省令二二・一部改正）

アメリカ合衆国政府から日本国政府に貸与された無機力支援船に備え付ける書類

名	称	
全	長	
最	大	幅
喫	水	
排	水	量
<p>本船は、アメリカ合衆国政府から日本国政府に貸与されたものであり、かつ、当省が使用するものであることを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>日本国政府防衛省</p>		

備考

- 一 排水量の定めのない場合にあつては、「排水量」に代えて「載貨重量」と記載するものとする。
- 二 この書類の大きさは、縦百五ミリメートル、横百四十八ミリメートルとする。
- 三 この書類の材質は、金属とする。